

## 低入札価格調査の実施概要

工 事 名 : (仮称)むつみ保育所・むつみ児童館・芦原保育所統合施設新築工事

調査対象者 : 新井組・安武建設特定建設工事共同企業体

所 在 地 : 西宮市池田町1 2番20号

項 目	内 容
1. その価格により入札した理由	(理由書の概要) ・工事費は、設計図書・質疑回答をもとに施工計画の検討を行い、品質・コスト・施工実績・取引実績を重視して選別した協力会社との入念な打合せの上、綿密な積算を実施することで今回の入札金額が可能となった。 ・経費については、過去の同種同等規模の施工実績や工事箇所と本社の位置的条件等も加味した上で、必要項目・必要額を積上げ計上している。また、日頃より本経費の削減に努めており、最小限の利益を確保できると判断し入札を行った。
2. 積算内訳書及び積算内訳に対する明細書	・参考内訳明細書（金抜き設計書）に対応した積算内訳書及び明細書の提出があり、入札価格（工事費内訳書）と合致する金額で、契約対象工事の施工にあたって必要となる全ての費用が計上されている。
3. 配置予定技術者名簿 資格：監理技術者	・添付資料により、入札公告で定めた条件（資格、雇用関係など）を満たすことが確認できる。
4. 建設副産物の搬出先	・発生する全ての建設副産物について、受入れ予定先の見積書が添付され、適正な処理費用が計上されている。併せて、受入れ予定先において、建設副産物の処理等を行うにあたり、必要となる許可証の写しも添付されている。
5. 上記1から4までの内容についての調査検討	・見積額は協力会社と打合せ済みであり、設計仕様に支障ないと判断できる。 ・積算内訳書及び明細書に違算、脱漏は認められず、適切に工事内容の把握が行われていると判断できる。 ・工事価格は、低く見積られているが、全体として企業努力によるコストダウンの範囲内であると判断できる。 ・建設副産物の処理費用は、適正に計上されており、搬出先や処理体制についても支障ないと判断できる。
6. 契約の適否に関する判定結果	・調査対象者の応札額、提出された資料を検証した結果、「西宮市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領」第11条第2項各号に掲げる、失格または、履行不可能のおそれがあるとする判断基準のいずれにも該当せず、調査対象者の価格によっても、当該契約の内容に適合した履行が可能であると認めた。